

滋賀県立看護師等授業料資金 の手引き

【令和6年度以降にはじめて貸与を受けた方対象】

目次

滋賀県立看護師等養成所授業料資金の概要

滋賀県立看護師等養成所授業料資金とは	4
貸与対象者	4
貸与月額	4
貸与期間	4
貸付金の利子	4
交付方法	4
連帯保証人	4
貸与契約の解除事由	5
貸与の停止	5
修学資金の返還	5
返還の猶予	5
返還の免除	6
延滞金	6

学校養成所に在学している間の手続き

貸与手続きの流れ	8
事前エントリー	8
貸与申請	9
貸与決定	9
借用証書・誓約書	9
授業料資金の貸与	9
留意事項	10
在学中のその他の手続き	12

養成施設を卒業した後の手続き

養成施設卒業から免除・返還までの手続きの流れ	15
養成施設卒業した直後の手続き	16
返還猶予を受けている間の手続き	17
返還免除(全額免除)申請手続き	18

返還手続き	20
養成施設を卒業した後のその他の手続き	22
留意事項(連帯保証人あて文書送付について)	23
県内医療機関等とは	23
よくある質問	
授業料資金制度概要	24
養成施設に在学している間の手続き	
事前エントリー・貸与申請	25
貸与決定	27
借用証書・誓約書	28
留意事項	28
学校養成所を卒業した後の手続き	
学校養成所を卒業した後の手続き	29
返還猶予を受けている間の手続き	29
返還免除(全額免除)申請手続き	30
返還手続き	31

滋賀県立看護師等養成所授業料資金の概要

滋賀県立看護師等養成所授業料資金とは

滋賀県立看護師等養成所授業料資金は、現在、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学し、卒業後に滋賀県内の医療機関等で働きたいと考えている方に対して、滋賀県が修学に必要な資金を貸与する制度です。

授業料資金の貸与を受けた方は、一定期間（貸与を受けた期間と同じ期間）、県内の医療機関等で働くなど、免除条件をすべて満たすことで、貸付金の返還の免除を受けることができます。

貸与対象者

以下の要件を満たす方です

- 現在、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学している。
 - 養成施設を卒業した後、滋賀県内の県内医療機関等で働く意思がある。
- ※看護職員または歯科衛生士として働く場合に限りです。事務スタッフや養護教諭など、別の職種で採用され、就業することはこの制度上認められません。

貸与月額

月額 22,050 円

※ただし、大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の修学支援新制度）による授業料等の減免を受ける者のうち、減免区分が第Ⅰ区分（満額の支援）の者については、

月額 18,600 円

貸与期間

滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学する期間

※ただし、3年間を限度とします。

※貸与申請は、毎年行う必要があります。

貸付金の利子

無利子

※ただし、貸付金の返還が生じた際に、納期限を超過し返還金を納付した場合は、延滞金が発生します。

交付方法

年2回、前期分（4月から9月まで）と後期分（10月から3月まで）の分を、それぞれまとめて申請者本人の金融機関の口座に振り込みます。

連帯保証人

2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、以下の条件を満たしている必要があります。

- 一定の職業を有し、独立した生計を営む成年者であること
- 連帯保証人2名が別の住所であること

※連帯保証人は、原則として主債務者（＝申請者）と同じ債務を負担することとなります。

貸与契約の解除事由

貸与生が、以下の事由に該当する場合、授業料資金の貸与契約が解除されます。

貸与契約が解除されると、授業料資金の返還が必要となります。

- 退学したとき
 - 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
 - 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
 - 貸与生としてふさわしくない非行のあったとき
 - 授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき
 - 死亡したとき
 - 虚偽その他不正の手段により授業料資金の貸与を受けたことが明らかになったとき
 - その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ※養成施設を退学した場合など、年度途中に貸与契約解除事由が発生した場合の留意事項は P10 参照。

貸与の停止

貸与生が休学した場合、または停学の処分を受けた場合は、休学ならびに停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで授業料資金の貸与を行わないものとします。

ただし、上記期間分の授業料資金をすでに貸与している場合は、貸与生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなします。

授業料資金の返還

貸与生であった者は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算し、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦・半年賦・一括払いのいずれかの方法により授業料資金を返還しなければいけません。

返還の猶予

貸与生であった者は、以下の事由に該当し、その事由が継続する期間(※)、授業料資金の返還の猶予を受けることができます。

- 授業料資金の貸与契約が解除された後、引き続き同じ養成施設に在学しているとき
- 返還免除を受ける見込みがあると認められるとき
- 養成施設を卒業した後、他の看護学校養成所や大学院の看護を専攻とする修士課程や博士課程に在学しているとき
- 医療機関等を退職した後、求職にかかる届出を実施し、他の医療機関等に就業しようとするとき
- 上記のほか、災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない理由により、業務に従事できないとき

(※)県内医療機関等を退職し、他の県内医療機関等に就業するための求職の届出をした場合については、3か月が上限です。

(※)返還免除を受ける見込みがあると認められ、返還の猶予を受けている場合を除いて、猶予期間は5年が上限です。

返還の免除

貸与生であった者が以下の事由に該当する場合、授業料資金の返還を免除します。

- 貸与生が、養成施設を卒業した日から1年6か月を経過する日までに免許を取得し、県内の医療機関等で引き続き貸与を受けた期間と同じ期間(※1)、業務に従事したとき
- 県内の医療機関等で業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

また、以下の事由に該当する場合は、県が認めた場合に限り、返還の全部または一部を免除します。

- 死亡または心身の故障により授業料資金を返還することができなくなったとき(※2)
- その他、知事が特別の理由があると認めたとき(※2)

(※1)返還免除を受ける見込みがあると認められ、返還の猶予を受けている場合のみ就業期間に算入されます。他の事由により返還猶予を受けている期間は、この就業期間には含まれません。

(※2)これらの事由に該当する場合は、本人や連帯保証人から必要な書類などの提出を受けて、県が返還免除かどうかを判断します。必ずしも返還免除となるわけではないので、ご承知おきください。

延滞金

正当な理由なく授業料資金を納期限までに返還しなかった場合には、納期限の翌日から返還金を納付した日までの日数に応じて、返還すべき金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払う必要があります。

※延滞金の算出方法については、P21を参照。

養成施設に在学している間の手続き

貸与手続きの流れ

事前エントリー

貸与審査

貸与申請

貸与決定

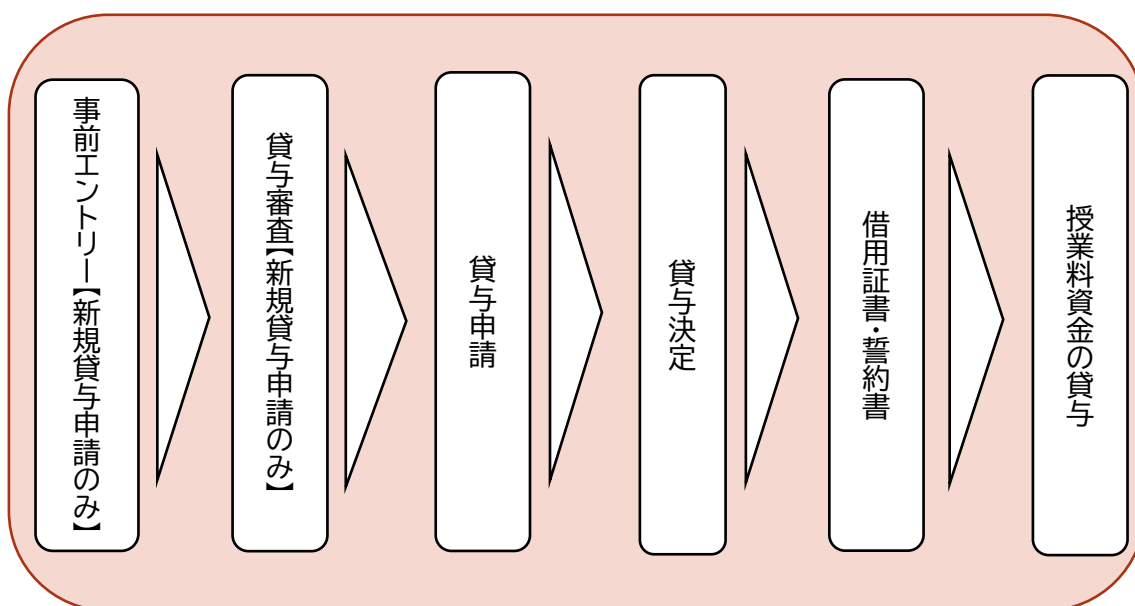
借用証書・誓約書

授業料資金の貸与

留意事項

在学中のその他の手続き

貸与手続の流れ



事前エントリー【新規貸与申請時のみ必要】

授業料資金の貸与を受けるためには、まず貸与書類の提出等に先立ち、事前エントリーを行う必要があります。

事前エントリーは、書類を提出する手続きではなく、しがネット受付サービスのフォームに必要事項を入力する手続きです。

事前エントリーに必要な書類は以下のとおりです。

	必要書類	備考
1	申請者本人の住民票記載事項証明書	発行後3か月以内のもの
2	申請者本人の在学証明書等	学生証の写し(写真)でも可
以下は、授業料資金の貸与申請をはじめて行う場合に必要		
3	家計支持者の『所得証明書』 ※自治体(市町村等)が発行するもの	県が指定する年度のもの 世帯で最も収入がある方の証明書
4	授業料資金の振込先口座に指定する通帳見開きページ(写) ※申請者本人が口座名義となっているもの	支店名・預金種目・口座名義・口座番号等が確認できるもの 無通帳の口座の場合は、上記口座情報が確認できる画面の写しなど

留意事項

★予算には限りがありますので、事前エントリーが多数で予算枠数を超える場合には、申請者全員に貸与できない可能性があります。(貸与審査を実施します)

※継続貸与申請者の方は、上記の貸与審査に関わらず、貸与を受けることができます。
(＝原則、養成施設に在籍している間、毎年度必ず貸与を受けることとなります。)

貸与申請

県から申請者に貸与申請のために必要な書類をお送りします。
必要書類に記入・押印をした後に、学校養成所や県に必要書類を提出してください。
貸与申請に必要な書類は以下のとおりです。

	必要書類	備考
1	滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書	本人および連帯保証人の自著＋押印(連帯保証人は実印の押印)が必要
2	連帯保証人2名の印鑑登録証明書	発行後3か月以内のもの
3	申請者本人の住民票記載事項証明書	発行後3か月以内のもの
以下は、授業料資金の貸与申請をはじめて行う場合に必要		
4	家計支持者の『所得証明書』 ※自治体(市町村等)が発行するもの	県が指定する年度のもの 世帯で最も収入がある方の証明書
5	口座振込依頼書 ※申請者本人が口座名義となっているものしか指定できません	
6	授業料資金の振込先口座に指定する通帳見開きページ(写) ※申請者本人が口座名義となっているもの	支店名・預金種目・口座名義・口座番号等が確認できるもの 無通帳の口座の場合は、上記口座情報が確認できる画面の写しなど

貸与決定

貸与申請書類一式を県で受付し、申請内容の確認を行い、貸与決定します。
貸与生には、貸与決定通知書を送付します。
※予算を超過して貸与申請があった場合には、新規貸与申請者のみ貸与審査を実施します。

借用証書・誓約書

貸与決定後、授業料資金の貸与を受けるためには、借用証書・誓約書の提出が必要です。
借用証書は、申請者が県から授業料資金の貸与を受けたことを証明する大切な書類です。
記載に不備があった場合には、訂正対応が必要となりますので、記入例や注意事項を確認のうえ、間違いがないように記入してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金借用証書	本人および連帯保証人の自著＋押印(連帯保証人は実印の押印)が必要
2	誓約書	本人のみ自著＋押印

授業料資金の貸与

借用証書を県で受付し、記載内容の確認を行った後に、年2回、前期分(4月から9月まで)と後期分(10月から3月まで)の分を、それぞれまとめて貸与生本人の金融機関の口座に振り込みます。
※口座振替依頼書などに記載されている振込先口座の内容に不備があった場合には、事前に連絡している振込予定日に貸与が遅れる場合があります。
※振込先口座は原則変更することはできません。

留意事項

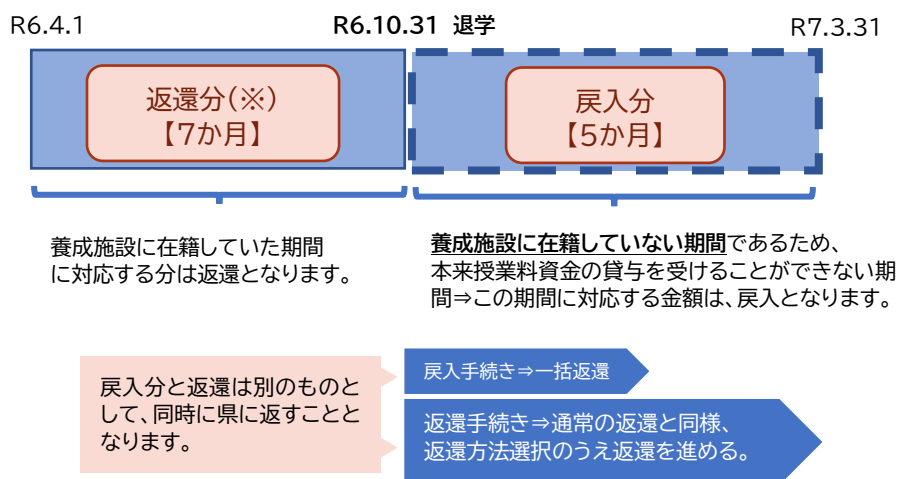
- 授業料資金は、各養成施設に在学している間貸与を受けることができますが、毎年貸与申請を行う必要があります。必要書類は毎年の貸与申請ごとに新たに準備する必要がありますので、注意してください。
 - 連帯保証人は、原則新規貸与申請時に立てた2名を、継続貸与申請の際にも連帯保証人としてください。(申請のたびに連帯保証人が変わることは認めません。)
 - 貸与申請に必要な書類が、前年と変更されている場合もあります。必ずその年の必要書類を確認のうえ、準備を進めてください。(わからない点があれば、お問い合わせください。)
 - 募集の案内は、原則各養成施設を通じて実施します。
 - 貸与申請は期限厳守です。(期限超過した申請は、基本的には受付しません)必要書類のなかには、公的機関が発行するものも含まれますので、計画的に準備を進めてください。
- ※連帯保証人が遠方にいる場合など、書類の準備に時間を要する場合においても、期限に余裕をもって準備を進めるなど、提出期限に間に合うように段取りしてください。

- 貸与契約解除事由に該当する場合、貸与契約は解除され、場合によっては授業料資金の返還が必要となります。

<貸与契約解除事由>

- ・養成施設を退学したとき
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ・貸与生としてふさわしくない非行のあったとき
- ・授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき
- ・虚偽その他不正の手段により授業料資金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- ・その他授業料資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

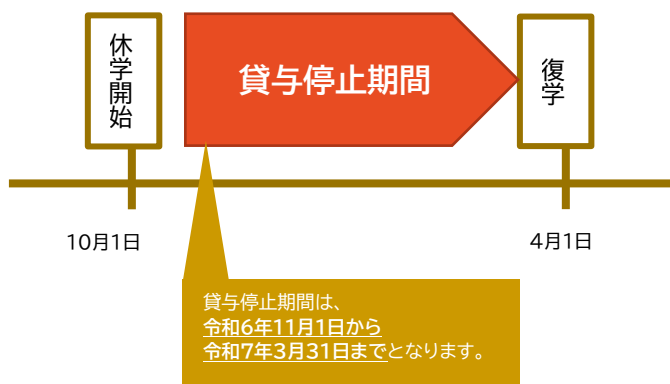
- 養成施設を退学した場合など、年度途中で貸与契約解除事由が発生した場合、以下のよう
に、授業料資金を返還することとします。



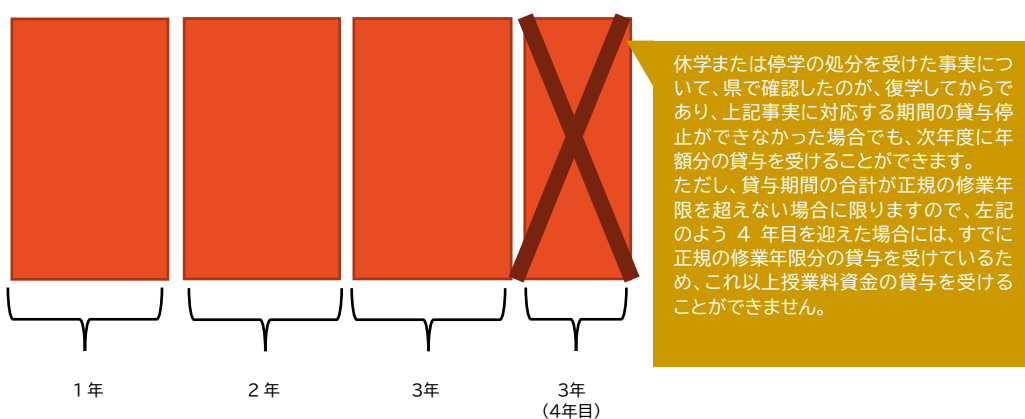
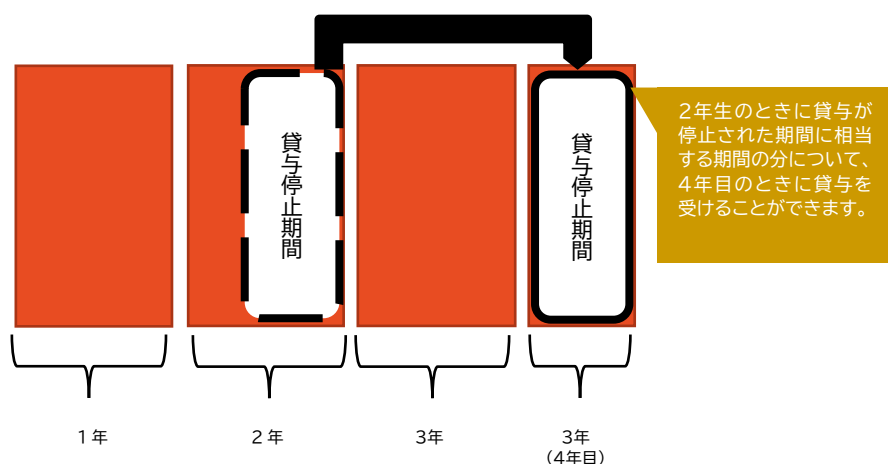
養成施設に在学している間に、休学または停学処分、留年となった場合

●休学または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学する日の属する月の分まで、授業料資金の貸与を受けることができなくなります。(＝貸与の停止)

※すでに貸与決定を受けている場合は、上記の貸与停止期間分、貸与決定額を減額することとなります。



●休学または停学の処分を受ける、留年することとなった場合でも、次年度は年額分の貸与を受けることは可能です。(ただし、貸与期間の合計が正規の修業年限を超えない範囲に限ります)



在学中のその他の手続き

●次に該当する場合、貸与の手続きとは別に滋賀県に異動届の提出が必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

・貸与生または連帯保証人の氏名ならびに住所を変更したとき
貸与生または連帯保証人の氏名ならびに住所の変更があった場合は、「授業料資金異動届(氏名・住所等変更届)」および住民票記載事項証明書を提出してください。
※氏名の変更があった場合は、金融機関の振込先口座の名義変更も必要です。場合によっては、授業料資金の振込ができなくなりますので、ご注意ください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(氏名・住所等変更届)	
2	住民票記載事項証明書	氏名・住所変更の場合のみ

・養成施設を休学・復学・退学したとき
＜休学・停学となった場合＞
・養成施設を休学・停学となった場合は、「授業料資金異動届(休学・停学その他の処分用)」を養成施設あてに提出してください。(養成施設において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(休学・停学その他の処分用)	

＜復学した場合＞
・養成施設を休学・停学となった後、復学した場合は、「授業料資金異動届(復学用)」を養成施設あてに提出してください。(養成施設において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(復学用)	

＜退学する場合＞
・養成施設を退学する場合は、「授業料資金異動届(退学用)」を養成施設あてに提出してください。(養成施設において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(退学用)	

・連帯保証人を変更する場合(新たに連帯保証人を立てる場合)
連帯保証人を変更する場合は、「授業料資金異動届(連帯保証人変更届出用)」および新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(連帯保証人変更届出用)	
2	印鑑登録証明書	新たに連帯保証人となる方

・借用証書に記載した返還方法を変更する場合

借用証書に記載した返還方法を変更する場合は、「授業料資金返還方法変更願」を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金返還方法変更願	

・養成施設を卒業する場合

養成施設を卒業する場合は、「授業料資金異動届(卒業・修了用)」を養成施設あてに提出してください。(養成施設において確認後、県に届出が送付されます)

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(卒業用)	

養成施設を卒業した後の手続き

返還・免除までの手続きの流れ

養成施設を卒業した直後の手続き

返還猶予を受けている間の手続き

返還免除（全額免除）申請手続き

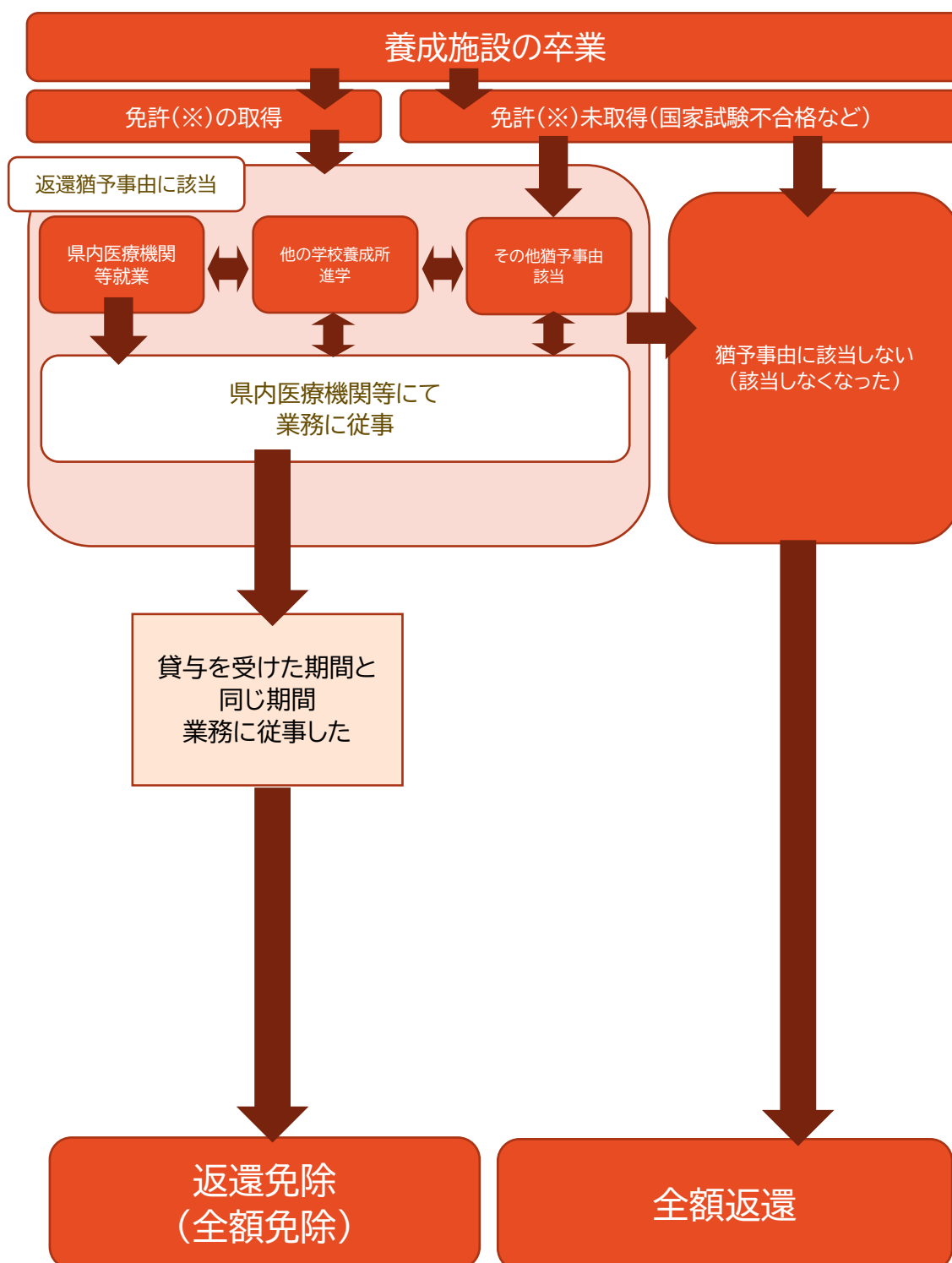
返還手続き

養成施設を卒業した後のその他の手続き

留意事項（連帯保証人あて文書送付について）

県内医療機関等とは

養成施設卒業から免除・返還までの手続きの流れ



※看護師課程で授業料資金の貸与を受けた場合には、看護師免許、歯科衛生士課程で授業料資金の貸与を受けた場合は、歯科衛生士免許、のように授業料資金の貸与を受けたときに在学している養成施設の課程に対応する免許を取得してください。

※看護師課程の学校養成所で授業料資金の貸与を受けていた場合、准看護師免許を取得しても、この制度では、「免許を取得」したことにはなりません。

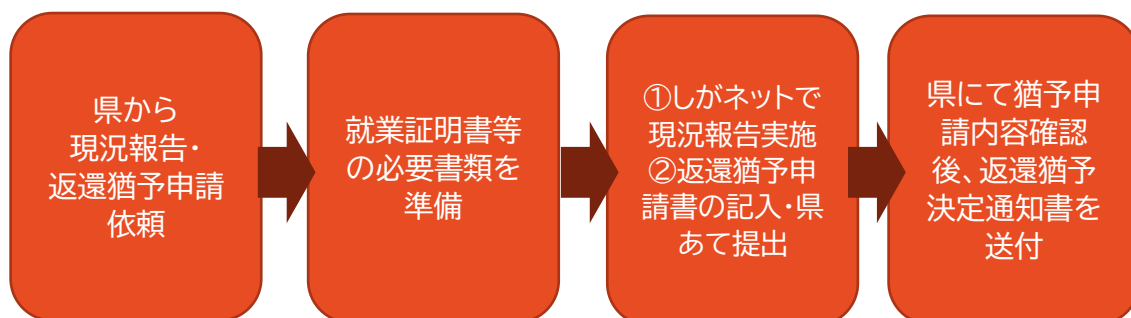
養成施設を卒業した直後の手続き

被貸与者が養成施設を卒業した後、授業料資金は原則返還が必要となります。
返還免除を受けるためには、返還猶予を受ける必要があります。
以下のパターンのうち該当するものについて、各自手続きを行ってください。

パターン	提出書類
①国家試験に合格し、県内の医療機関等で、 看護職員または歯科衛生士として就業した場合 (※1)	①返還猶予申請書 ②就業証明書 ③授業料資金異動届(免許取得届出用) ④免許証または登録済み証明書の写し (授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの)
②他の看護職員または歯科衛生士を養成する 学校養成所等に在学している場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 (進学した学校養成所または大学院のもの) ③授業料資金異動届(免許取得届出用) ④免許証または登録済み証明書の写し (授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの)
③国家試験に不合格となった場合	①返還猶予申請書 ②授業料資金現況届
④返還猶予事由に該当しない (上記①～③にあてはまらない場合など)	①返還事由発生届

(※1) 週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。
ただし、同一生計に小学校就学前の子供がいる場合のみ、業務時間数が週20時間以上であれば、返還猶予を受けることが可能です。(その場合は、別途その事実を証明する書類の提出が必要となります。)

返還猶予を受けている間の手続き



現況報告

授業料資金の返還が必要な事由が発生していないかどうか県が確認をするために、定期的に現況の報告をお願いしております。

※現況報告にて返還が必要な事由を確認した場合は、翌月より借用証書に記載された返還方法にて、返還請求をします。

報告方法

しがネット受付サービスにて報告してください。

※電子フォーム等に県内医療機関等が作成される就業証明書の写真を添付していただきます。(そのため、しがネット受付サービスにより報告を行う前に就業証明書を準備する必要があります。)

※就業証明書や在学証明書はそれぞれ就業先や在籍している学校養成所に発行を依頼する必要があるため、時間を要すること場合もありますので、計画的に準備を進めてください。

返還猶予の更新申請

返還猶予期間が終了する場合、または返還猶予期間中に事情が変わり、返還猶予事由の変更が生じた場合、返還猶予の更新申請が必要となります。

以下の返還猶予事由のうち該当するもので、書類を提出してください。

猶予事由	提出書類
①県内の医療機関等で、看護職員または歯科衛生士として働いている場合(※1)	①返還猶予申請書 ②就業証明書
②県内の医療機関等に在籍し、産前産後休暇や育児休暇などを取得している場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
③他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所等に在学している場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 (現在在学している学校養成所または大学院のもの)
④県内医療機関等を退職した後、求職中かつ他の医療機関等で看護職員または歯科衛生士として働く意思がある場合	①返還猶予申請書 ②授業料資金異動届(離職・求職届出用)
⑤上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合	①返還猶予申請書 ②当該理由が発生していることを証明する書類

(※1) 週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。
ただし、同一生計の小学校就学前の子供がいる場合のみ、業務時間数が週20時間以上であれば、返還猶予を受けることが可能です。(その場合は、別途その事実を証明する書類の提出が必要となります。)

返還免除（全額免除）申請手続き

授業料資金は、養成施設の卒業後、看護職員または歯科衛生士の免許を取得し、県内の医療機関等に貸与を受けた期間と同じ期間勤務するなどの一定の条件を満たすことで、貸付金の返還を免除されます。

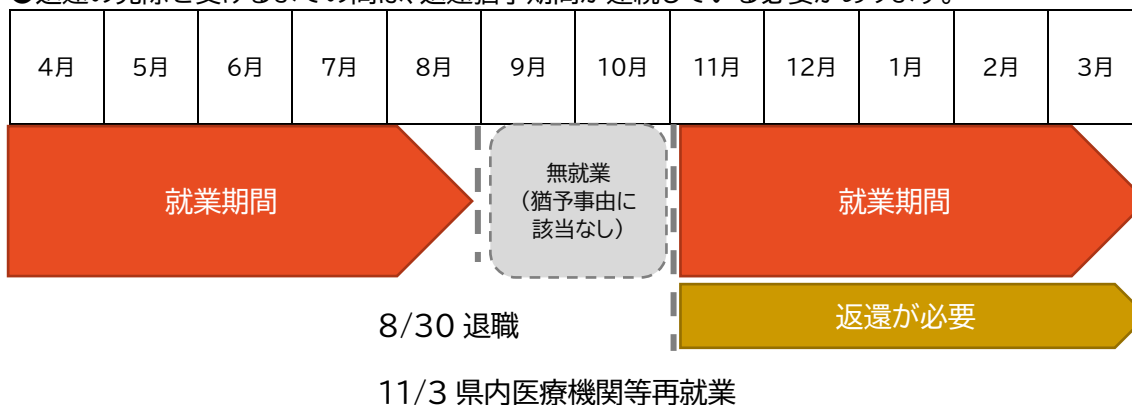


（※）返還免除決定通知書は本人および連帯保証人あてに送付します。（連帯保証人には、免除決定通知書の写しを送付します。）

返還免除条件	提出書類
養成施設を卒業した日から1年6か月を経過する日までに、看護職員または歯科衛生士の免許を取得し、県内の医療機関等に就業した後、引き続き貸与を受けた期間と同じ期間、業務に従事すること	①返還免除申請書 ②就業証明書 ③看護師または歯科衛生士免許証のコピー ※貸与を受けていたときの養成課程のもの

<留意事項>

- 返還免除を受けるためには、必ず返還の猶予を受ける必要があります。
- 返還の免除を受けるまでの間は、返還猶予期間が連続している必要があります。



返還猶予事由に該当しない期間がある場合、授業料の返還が必要。

- 返還の免除のために必要な期間には、県内医療機関等に就業していることを理由とした返還猶予の期間以外は含まれないこととなります。
- ➔産前産後休暇や育児休暇の取得、他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所等に在籍などを理由とした返還猶予を取得した期間に応じて、返還の免除を受けることができる時点は、先延ばしされることとなります。

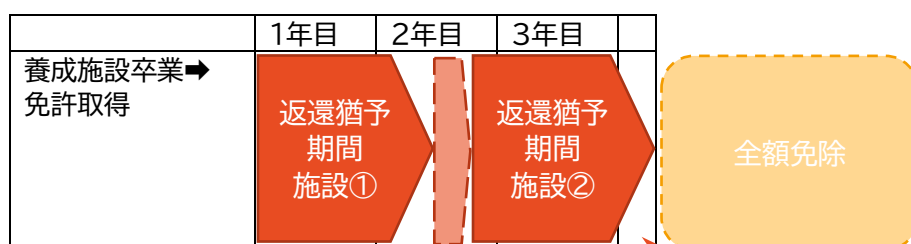
全額免除の代表例

※3年間、授業料資金の貸与を受けた方の場合

①免許取得後、ただちに県内医療機関等に就業し、3年間就業した場合



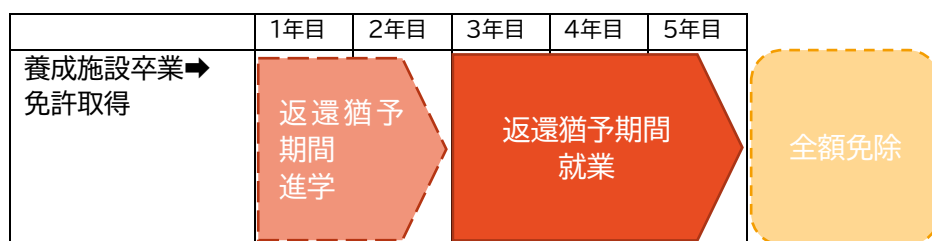
②免許取得後、ただちに県内医療機関等に就業し、就業先を途中で変更し、3年間就業した場合



県内医療機関等を退職した後、無就業期間が発生する場合、返還の猶予を受ける必要があります。
※ただし、3か月が上限。超過する場合は返還。

返還猶予を受けていた期間の分だけ、返還の免除を受けることができる時期は遅れてしまいます。

③免許取得後、他の看護職員または歯科衛生士を養成する養成施設等に進学した後、3年間就業した場合



他の学校養成所等に進学し返還猶予を取得していた期間の分、返還の免除を受けることができる時期が遅れることとなります。

返還手続き

授業料資金は、養成施設の卒業の翌月から返還義務が生じます。

県外の医療機関等に就業した場合など、返還猶予事由に該当しない場合は、授業料資金を返還する必要があります。

【返還金額】

返還金額 = 貸付金額

【返還期間】

貸与を受けた期間以内(休学等の処分により、貸与停止されていた期間を除く)

【返還方法】

①一括払い②半年払い③月払いのうち、いずれかの返還方法を選択。

※返還が必要となった場合には、授業料資金の貸与の際に提出された借用証書に記載の返還方法により返還することとなります。(上記の3つの返還方法から1つを借用証書に記載します)

【返還金の納付方法】

以下のいずれかから選択が可能です。

納入通知書

滋賀県が送付する納入通知書を使用し、金融機関等の窓口で納付する方法です。

※納入通知書に示されている「納付方法・納付場所」以外では、納付することができません。

※指定の金融機関以外で納付された場合、別途手数料が発生することがありますので、ご注意ください。

※納入通知書を紛失した場合は再発行することができますので、必ず滋賀県にご連絡ください。(再発行手続きにより納付が期限超過した場合、別途延滞金を支払う必要がありますので、ご注意ください。)

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付する事も可能です。(利用可能なコンビニおよびアプリは以下のとおり)

※1回の返還金額が30万円を超える場合や納期限後の納付、延滞金の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

●利用可能なコンビニ

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア	ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザススペシャルパートナーシップ	ミニストップ	ポプラ
生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店

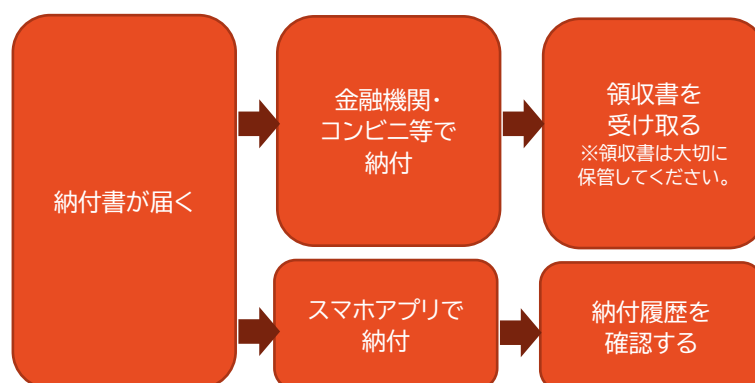
●利用可能なアプリ

Pay B	J-Coin 請求書払い
楽天銀行 コンビニ支払サービス	銀行 Pay(ゆうちょ Pay 等)

※アプリによる納付の場合は、領収書は発行されませんので、ご注意ください。

※収納代理業者は、株式会社電算システムとなります。

●納付までの流れ



口座引き落とし

金融機関で開設される口座から、選択した返還方法(一括払い・半年払い・月払い)の納付時期に、返還金額を自動的に口座から引き落としとして納付する方法です。

●納付までの流れ



※口座振替依頼書を金融機関に提出し、口座引き落としが実際に開始されるまでには、おおよそ1～2か月程度かかります。

※口座引き落としが開始されるまでは、県から納入通知書を送付しますので、納入通知書により納付してください。

(納入通知書による納付方法は、P20をご確認ください。)

※口座引き落としは、毎月末日に実施します。(ただし、月末日が金融機関の休業日となる場合は、その前営業日に実施します。) 例) 6月30日(日)の場合 → 6月28日(金)に口座引き落としを実施。

※口座残高が不足し、納付できなかった場合、未納付分は滋賀県から納入通知書を送付し、納付することとなります。また、期限を超過するため、別途延滞金も発生します。口座残高が不足しないようにご注意ください。

授業料資金の返還が遅れた場合(延滞金の取扱い)

返還金の納付が期限を超過した場合、年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求します。

延滞金額 = 滋賀県が返還請求している金額 × 期限の超過日数(日) / 365 × 14.5%

※延滞金については、当初の納期限の翌日から納付日まで年14.5%(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

返還請求金額: 793,800 円

納期限 : 令和6年6月30日(日)

納付日 : 令和6年7月12日(金)
(超過日数: 12日)

$793,800 \text{ 円} \times 12 \text{ 日} / 365 \times 14.5\% = 3,784 \text{ 円}$ (小数点第1位以下切捨て)

養成施設を卒業した後のその他の手続き

●次に該当する場合、滋賀県に届出が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

・貸与生または連帯保証人の氏名ならびに住所を変更したとき

貸与生または連帯保証人の氏名ならびに住所の変更があった場合は、「授業料資金異動届(氏名・住所等変更届)」および住民票記載事項証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(氏名・住所等変更届)	
2	住民票記載事項証明書	氏名・住所変更の場合のみ

・連帯保証人を変更する場合(新たに連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人を変更する場合は、「授業料資金異動届(連帯保証人変更届出用)」および新たに連帯保証人となる方の印鑑登録証明書を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(連帯保証人変更届出用)	
2	印鑑登録証明書	新たに連帯保証人となる方

・就業先施設または職種を変更した場合

就業先施設または職種を変更した場合は、「授業料資金異動届(就業施設・職種変更届出用)」ほか必要書類を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(就業施設・職種変更届出用)	
2	変更前の施設の就業証明書	
3	変更後の施設の就業証明書	

(※)週あたりの業務時間数が30時間以上であることが必要です。

ただし、同一生計の小学校就学前の子供がいる場合のみ、業務時間数が週20時間以上であれば、返還猶予を受けることが可能です。(その場合は、別途その事実を証明する書類の提出が必要となります。)

・県内医療機関等で就業しなくなった場合

県内医療機関等で就業しなくなった場合は、「授業料資金異動届(離職・求職届出用)」を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金異動届(離職・求職届出用)	

(※)離職後、3か月以内に免除対象施設に就業する意思がある場合は、返還猶予を受けることができます。返還猶予を受ける場合は、「授業料資金返還猶予申請書」をあわせて提出してください。

・借用証書に記載した返還方法を変更する場合

借用証書に記載した返還方法を変更する場合は、「授業料資金返還方法変更願」を県に提出してください。

	必要書類	備考
1	授業料資金返還方法変更願	

留意事項（連帯保証人あて文書送付について）

滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則に基づいて、県から貸与生および連帯保証人2名に対して、下記のとおり文書を送付しますので、ご承知おさください。

送付文書	送付先
貸与決定通知書	本人のみ
貸与決定変更通知書	本人および連帯保証人2名
貸与契約解除(貸与停止)通知書	本人および連帯保証人2名
返還猶予決定通知書	本人のみ
返還決定通知書	本人および連帯保証人2名
返還方法変更通知書	本人および連帯保証人2名
返還免除決定通知書	本人および連帯保証人2名
完納通知書	本人および連帯保証人2名

県内医療機関等とは

滋賀県内の下記の施設が該当します。

病院	診療所(歯科診療所含む)	介護老人保健施設
看護師等養成所	自治体	老人ホーム
福祉施設の一部等		

(※)本表以外の施設でも、看護職員または歯科衛生士として就業していれば、制度上認められます。

(※)医療類似行為の施術所(あんま、はり、柔道整復など)での就業や養護教諭として就業したときは、看護師等としての就業とは認められません。

よくある質問

授業料資金制度概要

制度概要

Q1 授業料資金は、滋賀県内に住んでいなくても申請することはできますか。

A1 住所が滋賀県内でなくても、申請することができます。
ただし、養成施設卒業後に滋賀県内の医療機関等にて就業する必要があります。

Q2 貸与を受けるために、学校の成績は関係ありますか。

A2 学校の成績等にかかわらず、授業料資金は借りることができます。

Q3 すでに免除対象施設外の病院の奨学金を借りることが決まっていますが、授業料資金を借りることができますか。

A3 養成施設卒業後に県内の医療機関以外に就業することが決まっている場合またはその可能性が高い場合は、授業料資金を借りることはできません。
※他の病院奨学金と同時に借りることは可能です。

Q4 授業料資金と同時に滋賀県が実施している修学資金を借りることはできますか。

A4 滋賀県が実施している看護学生向けの奨学金制度と重複して借りることはできません。過去に修学資金を借りている場合も同様です。

Q5 昨年入学して今2年生ですが、授業料資金を借りることはできますか。

A5 2年生の方でも、3年生の方でも、授業料資金を借りることができます。

Q6 昨年貸与申請をしたが、将来的に県外の医療機関で働くことも検討したいと思い、授業料資金を借りるのをやめたいと思いますが、いいでしょうか。

A6 原則、授業料資金を一度でも借りた場合は、在学中借りることとなります。授業料資金を借りるのを辞めたい場合は、貸与辞退となり、以降授業料資金を借りることはできず、返還することとなります。

Q7 留年により合計4年、学校に在籍することとなりますが、授業料資金を4年分借りることができますか。

A7 授業料資金を借りることができるのは、正規の就業年限の範囲内です。そのため、授業料資金であれば、3年が上限となりますので、4年目に貸与を受けることはできません。

Q8	授業料資金を借りた場合に、利子はつきますか。
A8	授業料資金は無利子です。 返還が必要となったときには、貸与を受けた金額を返還する必要があります。ただし、 納期限を超過して返還した場合には、延滞金が別途発生し、納付する必要があります。
Q9	授業料資金のお金はどのようにして県から支払われますか。
A9	授業料資金は、年2回、前期分(4月～9月まで)と後期分(10月～3月まで)の分を、それぞれまとめて貸与生本人の金融機関口座に振り込みます。
Q10	授業料資金の申請には、必ず連帯保証人が2名必要ですか。
A10	連帯保証人は必ず2名必要です。 連帯保証人となる方は、P4に記載の条件を満たしている必要がありますので、注意してください。
Q11	同居の両親それぞれに収入があるので、連帯保証人2名を両親にしてもいいですか？
A11	連帯保証人2名の住所は必ず別住所である必要があります。ただし連帯保証人のうち1名が本人と同住所であるのは構いません。
Q12	連帯保証人2名が、住所表記は同じですが、住民票上は別世帯ならいいですか？
A12	連帯保証人2名は、住民票上の世帯が分かれていても、住所表記が同じなら、同住所となります。
Q13	1年生の時に申請した際は、連帯保証人に父と叔父を立てましたが、2年生の今年は叔父ではなく姉を立ててもいいですか？
A13	授業料資金の連帯保証人は2名です。原則新規申請時の連帯保証人が、授業料資金の債務が残っている間、連帯して債務を負うこととなります。継続申請時に以前の連帯保証人から別の連帯保証人に変えたい場合は、新規申請時からの連帯保証人を変更することになり、連帯保証人変更届の提出が必要となります。
Q14	貸与辞退により貸与契約解除となり、引き続き看護学校養成所に在学し、免除対象施設に就業することとなった場合は、その後一定期間就業すれば、返還免除を受けることはできますか。
A14	一度貸与契約が解除されてしまった場合には、授業料資金の返還を免除することができません。

Q16 負傷や疾病を理由とした返還猶予期間は上限5年ですが、それは1回の猶予申請につき5年が上限ということですか。

A16 1回あたり猶予申請期間は最大1年間です。負傷や疾病を理由とした返還猶予期間合計は上限5年となります。

養成施設に在学している間の手続き

事前エントリー・貸与申請

Q1 事前エントリーの開始時期は、毎年いつ頃ですか。

A1 新たに貸与を受ける方は、毎年4月以降、継続貸与申請される方は、毎年4月前後に学校養成所を経由して、募集案内をします。
※年度によって、ご案内する時期に変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

Q2 貸与申請書の本人記入欄に押印する印鑑はなんでもいいですか。

A2 貸与生本人の分は、シャチハタ製の印鑑以外であれば、認印でも構いません。ただし、連帯保証人2名が押印する印鑑は必ず実印である必要があります。

Q3 必要書類の住民票記載事項証明書は、住民票ではいけませんか。

A3 住民票ではなく、住民票記載事項証明書を提出ください。

Q4 必要書類の在学証明書は、継続貸与申請の場合、前年度のものでもよいですか。

A4 継続貸与申請の場合でも、必ず貸与申請する年度に発行されたものを提出してください。

Q5 家計支持者の所得証明書について、源泉徴収票を代わりに提出してもいいですか。

A5 代わりに源泉徴収票を提出することは認められません。必ず、自治体が発行する所得金額が記載された『所得証明書』を提出してください。

Q6 家計支持者の所得証明書について、県が指定する年度のものとはどういうことですか。

A6 募集案内時に県が年度を指定しますので、それに従ってご準備をお願いします。令和7年度に貸与申請する場合は、令和5年1月～12月分の所得金額が記載されている令和6年度所得証明書を提出してください。
※自治体によっては、年度表記の扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。

Q7 事前エントリーの段階で、予算枠を超過した場合にはどうなるのですか。

A7 事前エントリーの段階で、エントリー数が予算枠を超過する場合、申請内容に基づき、こちらで貸与審査を行います。※継続貸与貸与生の方は、上記貸与審査にかかわらず、貸与を受けることができます。
貸与審査の結果、採用されなかった方は申請書類の提出は不要です。

Q8 口座振込依頼書には必ず貸与生本人の口座を記載しなければいけませんか。

A8 口座振込依頼書には、必ず貸与生本人の口座を記入してください。
(貸与生が未成年の場合でも保護者名義の口座では申請できません。)

Q9 過去に作った金融機関の口座について、口座振込依頼書に記載してもいいですか。

A9 構いません。ただし、金融機関名や支店名が作成当時から変更されている場合がありますので、記載する前に各金融機関で通帳繰り越し等により確認したうえで、記載してください。

Q10 ネット銀行や無通帳口座で作成した口座のため、通帳がない場合は、どうしたらいいですか。

A10 支店名・預金種目・口座名義・口座番号が確認できる画面のスクリーンショット等を印刷したものを添付してください。

貸与決定

Q1 申請内容の確認とは、具体的に何をしますか。

A1 修学生の皆様から提出された書類の確認作業を実施します。確認するなかで、不備がありましたら、県から連絡します。

借用証書・誓約書

Q1 借用証書の返還方法はなぜ記載する必要がありますか。返還免除になる授業料資金ではないのですか。

A1 授業料資金は学校養成所を卒業後に一定の条件を満たした場合、返還免除を受けることができますが、原則は返還が必要な貸与型の資金です。そのため、返還方法を記載することとしています。

Q2 借用証書や誓約書に押印する印鑑はなんでもいいですか。

A2 貸与申請書と同様、貸与生本人分は、シャチハタ製以外であれば、認印でも構いません。ただし、連帯保証人2名については、必ず実印を押印する必要があります。

Q3 借用証書の連帯保証人欄について、連帯保証人に連絡し、印鑑登録証明書は郵送で送ってもらい、了承も得ているので、代筆して提出してもいいですか。

A3 借用証書は代筆厳禁です。必ず、本人ならびに連帯保証人欄はそれぞれの自著＋押印が必要です。
代筆と思われるものについては、返送し修正対応してもらいます。

留意事項

Q1 授業料資金を昨年申請しているので、今年は手続きしなくても貸与を受けることができますか。

A1 授業料資金は、継続貸与申請の場合でも、必ず毎年貸与申請の手続きを行う必要があります。

Q2 すでに貸与決定されていますが、年度途中で休学することとなりました。この場合どのような手続きが必要ですか。

A2 休学することとなった場合には、異動届を学校養成所に提出してください。
※その年度の貸与決定額を変更する可能性がありますので、ご承知おきください。

Q3 今年留年してしまいましたが、来年は授業料資金の貸与を借りることはできないのでしょうか。

A3 留年した場合でも、授業料資金の貸与を受けることができます。
※3年以内に限ります。

Q4 下半期を休学し、今年度年額の半分の金額しか貸与を受けていないのですが、来年は年度満額分の貸与を受けることができないのでしょうか。

A4 休学等の有無にかかわらず、次年度は年額分を借りることができます。
※正規の修業年限の範囲内に限ります。

Q5 貸与生や連帯保証人の住所変更について、住民票上の住所は変更しないで、転居している場合どのように手続きしたらよろしいですか。

A5 住民票上の住所が変わっておらず、転居されている場合は、転居先の住所について様式等により報告してください。(住民票記載事項証明書の提出は不要です)

養成施設を卒業した後の手続き

養成施設を卒業した直後の手続き

Q1 養成施設を卒業する年度の国家試験に不合格となってしまいましたが、この場合はただちに返還となるのでしょうか。

A1 卒業する年度の国家試験に不合格となった場合でも、返還猶予事由に該当しますので、返還猶予を受けることができます。ただし、次の年の国家試験に不合格となってしまいますと、返還猶予事由に該当しないこととなり、返還が必要となる場合があります。

Q2 養成施設卒業後に、免許証または登録済み証明書の写しを提出する場合、看護師課程で授業料資金を借りていた場合でも、同時期に受験した准看護師免許でもよいのでしょうか。

A2 必ず、授業料資金を借りていた時の課程に対応する免許(看護師課程であれば看護師免許、歯科衛生士課程であれば歯科衛生士免許)を提出してください。

返還猶予を受けている間の手続き

Q1 養成施設を卒業した後、助産師の養成施設に進学します。手続きはどうなりますか？

A1 看護師免許証を取得の上、進学による返還猶予申請をしてください。助産師課程を卒業後、県内医療機関等で看護職員として就業すれば、返還猶予を受けることができ、就業した期間が貸与を受けた期間以上となれば返還免除(全額)となります。

Q2 県から現況報告の提出依頼がありましたが、前回報告した時から就業先が変わっていないので、報告しなくてもよいですか。

A2 就業先の変更の有無にかかわらず、報告は必要となります。

Q3 現況報告の際に、勤務先から就業証明書を取得しましたが、県に提出しなくてもよいですか。

A3 前回報告時から勤務先に変更がなければ、就業証明書の原本の提出は必要ありません。
ただし、しがネット受付サービスの入力を行う必要がありますので、ご注意ください。
※取得された就業証明書の原本につきましては、こちらで報告内容の確認が完了するまでは、廃棄せずに保管しておいてください。

Q4 前回の現況報告から勤務先を変更しているのですが、別途手続きが必要ですか。

A4 前回報告時から勤務先を変更している場合は、前の勤務先の就業証明書の原本を県に提出する必要があります。
変更後勤務先の就業証明書については原本の提出は不要です。

Q5 県内医療機関等に在籍している間に、産育休を取得する予定ですが、この場合なにか手続きが必要ですか。

A5 返還猶予事由が変更されますので、新たに返還猶予申請を行う必要があります。

Q6 出産・育児を理由に県内医療機関等を退職することとなりましたが、この場合は返還猶予事由に該当しますか。

A6 県内医療機関等を退職された場合は、出産・育児などの理由によらず、返還猶予事由に該当しないこととなります。

Q7 出産・育児の関係で、県内医療機関等にて時短勤務で就業しています。勤務時間が週28時間45分なのですが、この場合返還猶予事由に該当しないこととなりますか。

A7 勤務時間は週30時間以上なければ、返還猶予事由に該当しないこととなります。ただし、同一生計に小学校就学前の子供がいる場合は、勤務時間が週20時間以上であれば、返還猶予を受けることが可能です。(返還猶予申請時に別途添付資料が必要となります)

返還免除（全額免除）申請手続き

Q1 返還免除申請の際に、看護職員の免許証のコピーとありますが、養成施設を卒業した当初に、提出していますが、改めて提出が必要ですか。

A1 養成施設を卒業した当初に、免許証ではなく登録済み証明書にて提出されている方もいるため、免除申請時に改めて提出することとしています。

Q2 返還免除の条件に「引き続き」とありますが、県内医療機関等を退職し、次の県内医療機関等に就業する場合に、1日でも空いていたら免除を受けることができないのですか。

A2 返還免除条件にかかる期間の計算は「月単位」で行っていますので、1日空いた場合にただちに免除を受けることができなくなるわけではありません。
月単位で無就業の状態が生じる場合は、返還猶予事由に該当すれば、3か月を限度に返還猶予を受けることができますので、その間に次の県内医療機関等に就業すれば、その後条件を満たした場合に返還免除を受けることができます。

Q3 県内医療機関等に在籍している間に、産育休を取得している期間がありますが、その期間も含めて県内医療機関等に貸与を受けた期間在籍していれば、返還免除となりますか。

A3 就業を理由とした返還猶予以外は、返還免除条件の期間に算入されません。そのため、産育休を取得した期間を除いた就業期間が貸与を受けた期間以上とならない限り返還免除となりません。

Q4 提出書類に就業証明書とありますが、写真に撮って画像データを提出するだけでよいですか。

A4 免除申請時には、必ず就業証明書の原本を提出してください。コピー等も不可です。

Q5 提出書類に看護職員の免許証のコピーとありますが、登録済み証明書の写しでもいいですか。

A5 必ず免許証のコピーを提出してください。

返還手続き

Q1 授業料資金の返還は、「貸与を受けた期間内」であれば、いつ返還を開始してもよろしいですか。

A1 返還の開始時期は、県から連絡します。授業料資金の貸与を受けた方が、返還開始の時期を指定することは原則できません。（原則、県が返還が必要な事由を確認した翌月からとなります。）

Q3 卒業後県外に就業して返還しています。この度滋賀県内の県内医療機関等に転職することになりました。返還金はまだ残っているので、返還を止めてもらうことはできますか？

A3 一度返還事由に該当し、返還が開始した場合は、原則返還猶予を受けることはできません。

Q4 納入通知書を県に直接持って行って、返還することは可能ですか。

A4 県に直接お越しいただいても、返還金を納付することはできません。

Q5 納入通知書の《納付方法・納付場所》に指定されているところ以外で、返還金を納付することはできませんか。

A5 納付できるところもありますが、別途手数料が発生する可能性があります。

Q6 納付書で授業料資金を返還する場合、コンビニでも支払いできますか。

A6 金融機関をはじめ、コンビニやスマホアプリでも納付することができます。ただし、1回当たりの返還金額が30万円を超える場合や納期限を超過して納付する場合、延滞金を納付する場合は、金融機関でしか納付できません。

Q7 口座引き落としは必ず毎月末日に行われますか。

A7 原則毎月末日に返還金を口座引き落としで納付することとなります。ただし、月末日が金融機関の休業日の場合は、その前営業日に口座引き落とししますので、ご注意ください。

Q8 金融機関に口座振替依頼書を提出すれば、ただちに口座引き落としは開始されますか。

A8 口座引き落としは金融機関にて口座振替依頼書を提出された後、ただちに開始することはできません。
金融機関にて手続きが完了した後に、県にて口座引き落としにかかる登録処理まで実施完了して、口座引き落とし開始となります。
口座振替依頼書の提出からおおよそ1～2か月程度かかります。

Q9 口座引き落としが開始されるまでの間の返還はどのように進めたらよいですか。

A9 口座引き落としが開始されるまでは、県から納入通知書を送付しますので、そちらで納付を進めてください。

Q10 うっかりして、口座引き落とし日に口座にお金を入れるのを忘れていて、引き落としができませんでした。この場合、どのように返還すればよいですか。

A10 口座引き落としができなかった分の返還金については、県から納入通知書を送付しますので、そちらを使用し納付してください。
※再度、口座引き落としは実施しません。

Q11 納期限を超過した場合の延滞金について、閏年の場合、計算方法は変わりますか。

A11 閏年の場合でも、365 日当たりの割合で計算します。詳しくは P21 をご確認ください。

Q12 納期限を超過した場合は、必ず延滞金を支払わなければいけませんか。

A12 原則、延滞金は納付する必要がありますが、延滞金額が 100 円未満となる場合は、延滞金を請求しません。

その他

Q1 授業料資金の貸与にかかる手続き以外で、連帯保証人に対して連絡することはありますか。

A1 授業料資金の手続きに関しては、基本的には本人に対し、連絡しますが、連絡に応じていただけないなどの事由が生じた場合には、連帯保証人様あてにご連絡します。
また、貸与決定額が変更した場合や貸与契約が解除された場合など、一定の事由が生じた場合には、その旨を連帯保証人へ通知します。